

ダイコク

- 近畿地方を中心に全国で「ダイコクドラッグ」と称する店舗を展開
- インバウンド需要をターゲットとした店舗展開
- 近畿地方のドラッグストア市場における売上高が上位



令和2年3月頃の背景事情

新型コロナウイルス感染症の流行によるインバウンド需要の減少

多くの店舗を閉店
膨大な量の在庫

納入業者への
返品を決定



優越的地位の濫用の疑い

違反被疑行為

返品

売れ残り商品等の返品

- ・ 納入業者の責めに帰すべき事由がなかった
- ・ 納入業者との合意により返品の内容を明確に定めていなかった
- ・ 納入業者の同意を得たが、返品により通常生ずべき損失を負担していなかった
- ・ 納入業者から返品を受けたい旨の申出がなかった



従業員等の派遣の要請

閉店店舗等における返品作業等の要請

- ・ あらかじめ派遣の条件について合意していなかった
- ・ 派遣のために必要な費用を負担しなかった



納入業者

- ダイコクに対する取引依存度が大きい
- ダイコクとの取引継続を希望
- 他の事業者との取引拡大等によりダイコクとの取引と同等の売上高の確保が困難

独占禁止法上の考え方

- 買取取引において、取引上の地位が納入業者に優越している事業者が、当該納入業者に対して、当該納入業者の責めに帰すべき事由がない場合に商品返品すること、又は当該納入業者の従業員等を派遣させて本来自らが行うべき業務を行わせることは、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けたものであったとしても、優越的地位の濫用として問題となるものと考えられる。
- 買取取引において、取引上の地位が納入業者に優越している事業者が、返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担しない場合は、あらかじめ当該納入業者の同意を得ていたとしても、優越的地位の濫用として問題となるものと考えられる。

ダイコクが確約計画を作成

- ① 違反被疑行為を取りやめていることの確認等
- ② 納入業者への通知・従業員への周知
- ③ 納入業者への返金（金銭的価値の回復）
- ④ 違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
- ⑤ コンプライアンス体制の整備
- ⑥ 履行状況の報告

（公正取引委員会）
通知

（ダイコク）
申請

公正取引委員会の認定

確約計画の認定要件

措置内容の十分性

- ・ 近時の独占禁止法第19条違反事案の措置内容を全て含む
- ・ 金銭的価値の回復措置（約80社に総額約7億5000万円の返金）
 - ➔ 納入業者にとっては違反被疑行為により被った不利益に係る被害救済の効果
 - ➔ 違反被疑行為の再発防止につながる

措置実施の確実性

- ・ 措置の内容ごとに実施期限を設定
- ・ 措置の履行状況の報告を実施